

伊勢湾港湾機能継続計画の位置付けと検討経緯

平成27年11月13日

国土強靱化施策(港湾BCPの位置付け)

【国土強靱化アクションプラン2015】(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)

○強靱な国づくりのための処方箋である「国土強靱化基本計画」を平成26年6月3日閣議決定

→ 45 の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して計画を定める
さらに、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から15 の重点化すべきプログラムを選定

○基本計画について具体的な実施施策等を示した「**国土強靱化アクションプラン2014**」を平成26年6月3日
国土強靱化推進本部において決定(毎年見直し平成27年6月16日**アクションプラン2015**国土強靱化推進本部決定)

→ 重点化すべきプログラムの一つとして、

「太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止」が位置づけ

◆記載内容(抜粋)

○ 航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合

0% (H25) → 33% (H26) → 100% [H28]

○伊勢湾における緊急確保航路等航路啓開計画を本検討会にて、策定予定

○ 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画
(港湾BCP) が策定されている港湾の割合

14% (H25) → 36% (H26) → 100% [H28]

○各港における港湾BCPの策定(伊勢湾内)

策定済: 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港

○ 製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した
港湾の事業継続計画(港湾BCP) 策定率

0% (H25) → 0% (H26) → 100% [H28]

○名古屋港、四日市港を本検討会にて、検討の上、各港湾BCPにおいて検討

港湾の事業継続計画策定ガイドライン

「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」：

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順、リスク分析の結果等を示した文書のこと。

「事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）」：

BCPの策定に加え、BCPを実施するため、人員・資機材の確保を含む事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練、BCPの見直し・改善などを行う平時からのマネジメント活動を含む概念。

「港湾の事業継続計画（港湾BCP）」：

危機的事象による被害が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示した文書のこと。

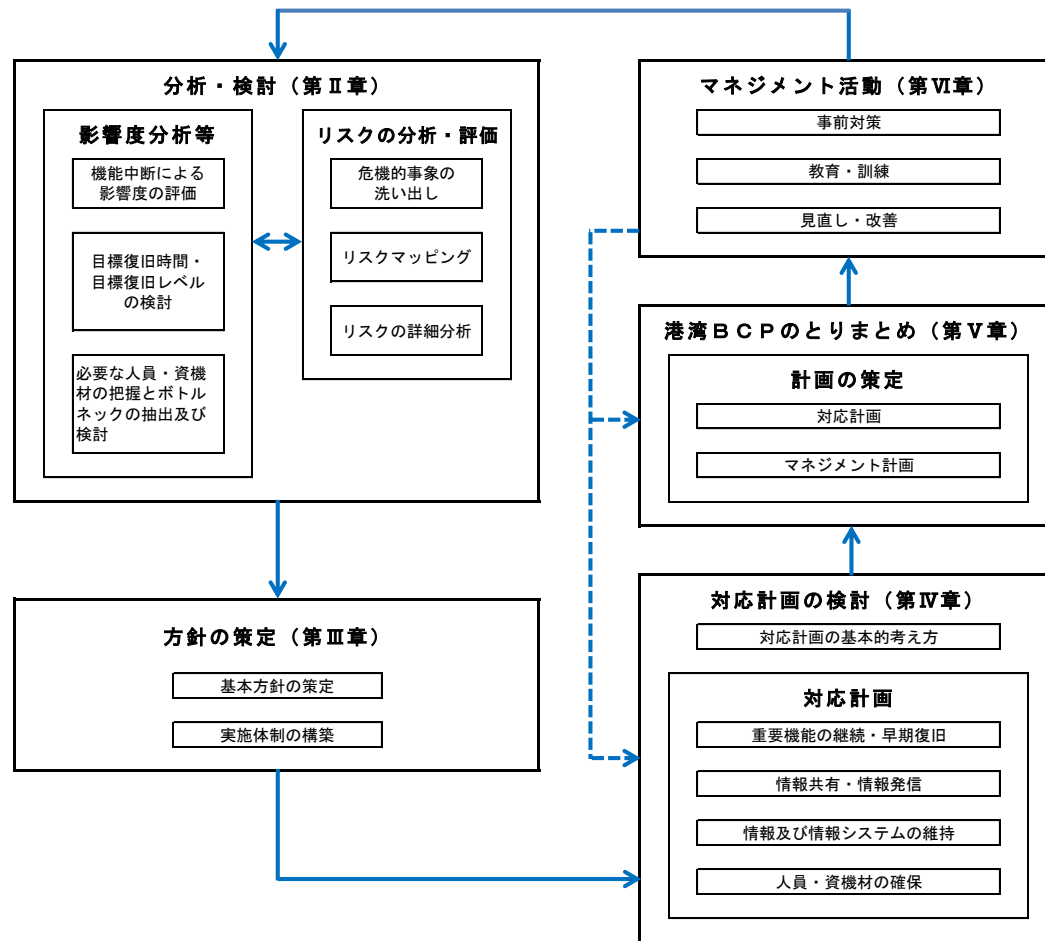
港湾BCPは、危機的事象発生時の実行力を高めるため、重要機能の低下を最小限に抑えるための対応に限らず、それを実施するために平時から継続的に取り組むマネジメント活動を含むものとして定義している。このため、港湾BCPはBCPよりBCMの概念に近い。

「防災計画」と「事業継続計画（BCP）」の目的

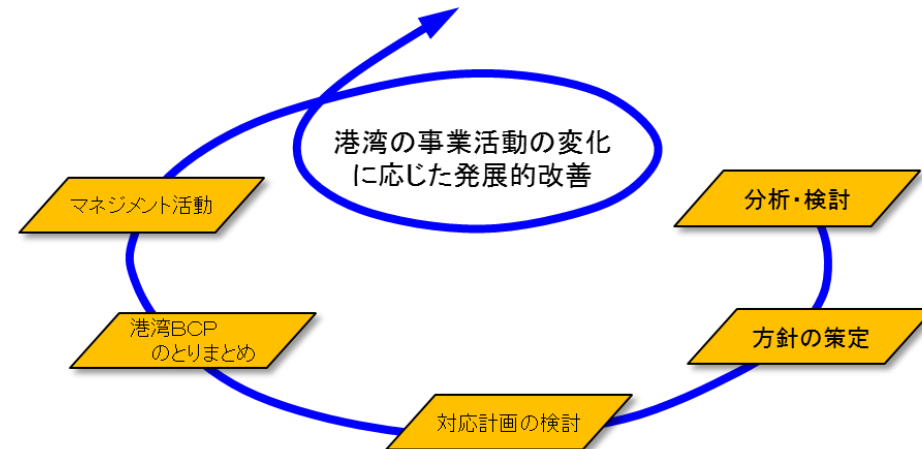
地域防災計画と港湾 B C P との比較

	地域防災計画	港湾 B C P
策定主体	地方自治体（都道府県や市町村）	港湾 B C P 協議会（港湾関係者）
策定根拠	災害対策基本法に基づく法定計画	関係者の合意に基づく自主的な計画
計画の特徴	● 人命・財産に係る防災が目的 ● 想定される全ての災害について災害毎に作成 ● 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について記述 ● 地域における緊急輸送（陸上・海上）について記述 ● 主に、地方行政が実施する対応計画 ● 計画の範囲は、地方行政全般	● 重要機能の継続が目的 ● 大規模災害（地震・津波、台風・高潮）への対応を中心に作成 ● 機能継続に必要な対応策（事前対策、代替策・復旧策）について記述 ● 地域防災計画で想定されている港湾を使った緊急輸送について、具体的な行動を対応計画として記述 ● 民間企業を含む港湾関係者が実施する対応計画 ● 計画の範囲は、港湾関係のみ
アプローチの違い	● 被害想定に基づき防災・減災対策を計画 ● 施設整備計画を含む ● 対策には優劣を付けずに計画 ● 年に 1 度、計画を見直し	● 施設の壊れ方など（被災状況）に応じた対応策を計画 ● 施設整備計画は含まない ● 重要機能を絞り込んで対応策を計画 ● 平時の取り組みを重視し、その都度計画を見直し

港湾BCPの取組手順



港湾BCPの取り組みの流れ（PDCA）



P: 計画 (Plan)
D: 実効 (Do)
C: 評価 (Check)
A: 改善 (Act)

伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)の策定

○南海トラフ地震のような伊勢湾全域に被害を及ぼすような広域災害に対し、伊勢湾の港湾物流機能の早期回復を図るためには、港湾相互が広域的に連携し対処することが重要。

○発災後の航路啓開及び復旧工事等にあたり、国の機関、複数の港湾管理者、港湾関係事業者等の関係者は定められた役割分担や対処行動等を行動計画として共有し、的確に対応することが必要。

○そのため、伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)の策定に向けた具体的な作業を行うため、中部地方整備局が中心となり、平成25年11月、関係行政機関、業界団体等で構成される検討会を設置。

○これまでに、伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)の中間とりまとめを行った。今後、平成27年を目標に策定する予定。

■ 検討状況

これまでの検討

第1回(H25.11), 第2回(H26.2)

■伊勢湾BCPの中間とりまとめ

- 港湾物流機能の早期回復を図る上での制約条件
 - ・航路啓開及び復旧工事等に必要な資機材の調達
 - ・港湾物流機能の回復の考え方
- 発災後における関係者間の連携・情報共有体制
 - ・関係者間の役割分担の明確化

今年度の検討

第3回(H27.11), 第4回(H28.1予定)

■伊勢湾BCPの策定

- 広域連携体制の構築
- 広域連携課題への対応
 - ・優先順位の設定、資機材の調達、輸送体制の確保、代替機能の確保
- 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有と機能回復情報の発信

■緊急確保航路等航路啓開計画の策定

- ・緊急確保航路等航路啓開の実施体制・方法・関係機関の役割

■ 広域的な連携のイメージ



伊勢湾BCP、港湾BCPの検討経緯

伊勢湾BCPの検討

◆平成25年度

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（第1回）

- ・伊勢湾港湾機能継続計画検討会議の設立
- ・南海トラフ巨大地震の被害想定
- ・復旧用資機材の現状
- ・東日本大震災における航路啓開作業

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（第2回）

- ・伊勢湾BCPの構成（案）
- ・航路啓開の実施手順
- ・伊勢湾BCPの連携体制
- ・通常貨物の港湾機能継続計画の考え方

◆平成27年度

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（第3回）

- ・伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画の素案の提示

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（第4回）

- ・伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画のとりまとめ

広域連携の方針

◆平成25年度

伊勢湾港湾広域防災協議会（第1回）

- ・伊勢湾港湾広域防災協議会の設立

◆平成26年度

伊勢湾港湾広域防災協議会（第2回）

- ・「伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」H26.10策定

1. 広域連携体制の構築

- ・港湾相互の広域的な連携を図るために必要な協議・調整を行う
- ・中部地整が総合調整及び連携の推進役となる等

2. 広域連携課題への対応

- 資機材の調達
⇒中部地整が各港湾管理者の要請を一元的にとりまとめた上で災害協定団体へ要請
- 機能回復情報の発信
⇒中部地整が伊勢湾全体の情報を集約し、第四管区海上保安本部と連名で発信等

3. 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

- ・中部地整は、情報集約等により情報共有の円滑化を推進

伊勢湾BCP、航路啓開計画の位置づけ

物流機能継続のための対応計画

伊勢湾全体における港湾機能継続の方針・計画

【伊勢湾港湾広域防災協議会】(H26.3～)

伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針 (H26.10策定)

- 大規模・広域災害に対し、広域的に連携して対処する項目及び考え方

【伊勢湾港湾機能継続計画検討会議】(H25.11～)

伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）

- 伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的とした計画
- 広域連携体制の構築、広域連携課題への対応、港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

緊急確保航路等航路啓開計画

- 広域連携による航路啓開作業を具体的に定めた行動計画

相互に連携

個別港湾における港湾機能継続計画等

【港湾機能継続計画作業部会】(H24.11～)

【港湾BCP協議会】＜BCP策定後、移行＞(H27.3～)

名古屋港
BCP

(H27.6策定)

三河港
BCP

(H27.3策定)

衣浦港
BCP

(H27.3策定)

四日市港
BCP

(H27.10策定)

津松阪港
BCP

(H27.10策定)

災害時の対処行動

広域連携による対処行動

国の機関及び複数の港湾管理者の役割・行動

- 広域連携体制の構築及び協議・調整
- 広域連携による対処行動の項目及び考え方の確認・共有
- 広域連携に係る関係者間の情報共有

国の機関、複数の港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 広域連携体制の発動・情報連絡体制の確保
- 広域連携による対処行動の目標の共有と実施
- 個別港湾等における行動計画との連携
- 広域連携に関する行動計画の実効性向上

- 被害状況調査、深淺測量計画、浮遊物・障害物除去作業等の作業計画
- 応急公用負担権限等の行使手続き

個別港湾等における対処行動

国の機関、港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 初動体制の構築、被害点検
- 航路啓開、施設復旧
- 緊急物資輸送活動
- 通常貨物輸送活動

伊勢湾BCP策定スケジュール

会議名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
国の動き	H24.8 ● H25.3 ● 南海トラフ巨大地震の被害想定公表(内閣府)	H26.3 ● H26.1 ● 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(内閣府) 緊急確保航路の指定	H27.3 ● H27.3 ● 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府) 港湾の事業継続計画ガイドライン		
伊勢湾 港湾広域防災協議会		H26.3 ● 伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針のとりまとめ	H26.10 ● 基本方針策定		必要に応じて開催
伊勢湾 港湾機能継続計画 検討会議 (伊勢湾BCPの検討)		伊勢湾BCPの策定 H25.11 H26.2 ● ● 中間とりまとめ H27.11 H28.1 ● ● 素案提示 とりまとめ			● フォローアップ 継続開催予定
各港における 港湾機能継続計画 作業部会 →港湾BCP協議会 (港湾BCPの検討)	H24.11 ● H25.2 ● 緊急物資輸送の行動計画(素案)の作成	各港の港湾BCPの策定 H26.3 ● 緊急物資輸送に係る行動計画(案)の作成 港湾BCP [緊急物資・通常貨物]の策定 H27.3 H27.6 H27.10 ● ● ● 三河港 名古屋港 四日市港 衣浦港 津松坂港 港湾BCP協議会へ移行			● フォローアップ 継続開催予定

伊勢湾BCP検討会議での主な審議内容

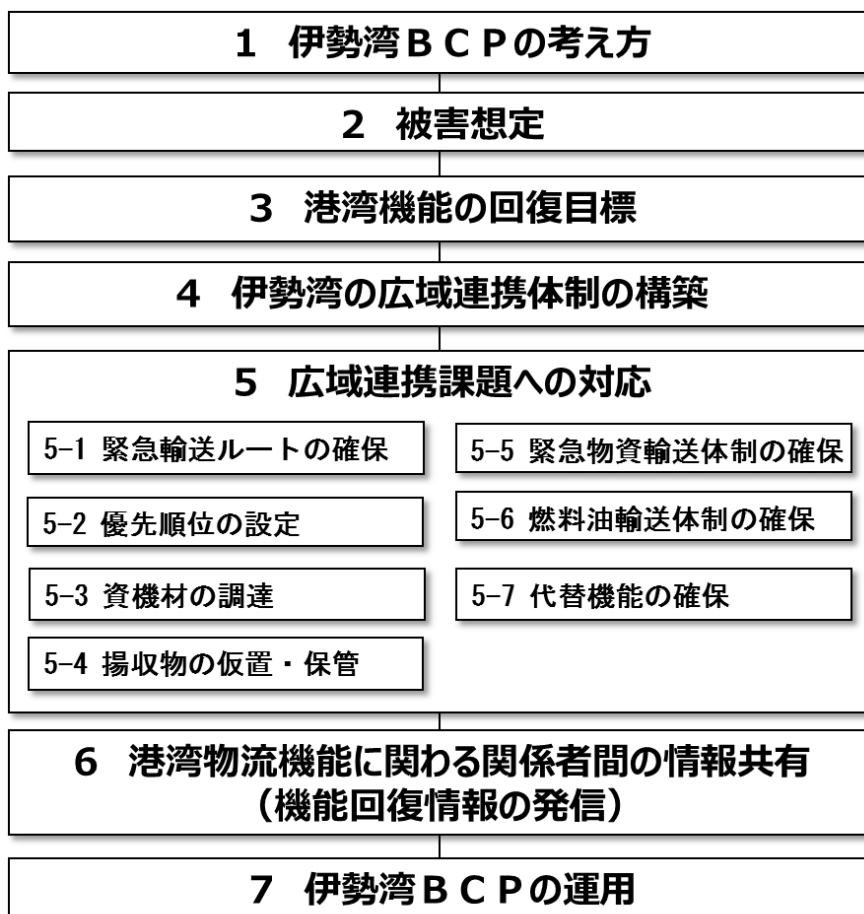
◆第3回 伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（H27年11月）

○伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画の素案の提案

◆第4回 伊勢湾港湾機能継続計画検討会議（H28年 1月）

○伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画のとりまとめ

■伊勢湾BCPの構成



■緊急確保航路等航路啓開計画の構成

